

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷七十第

行發日一月十年二十正大

## 論叢

獨身概論

法學博士 財部 靜治

サン・ソンの社會改造哲學及び連帶思想

文學博士 米田庄太郎

植民地の經濟政策に就きて

法學博士 山本美越乃

海運に於ける競争と獨占との分界

法學士 小島昌太郎

## 時論

震災經濟觀

法學博士 河田 嗣郎

時局緊急の經濟關係諸勅令

法學博士 神戸 正雄

## 說苑

安政の震災と救濟策

法學士 本庄榮治郎

勞働生産力と勞賃

經濟學士 森 耕二郎

## 雜錄

原始的的土地所有權の一例

法學博士 河上 肇

兌換券と物價指數との關係

經濟學士 蜷川 虎三

戰後獨逸の大學生數

經濟學士 岡崎 文規

# 時局緊急の經濟關係諸勅令

神戸 正雄

(一)

今や思ひがけなき國難が到來した。我政治經濟及文化の中心たる東京に於て大震災と大火災とが並び起り、非常なる物質的及精神的の損害を我國民の全體の上に被らしめた。之が爲めの永久的なる復興諸策は兎に角とし、目前の混亂に處する適切なる應急策を立てて時局を收拾しなくてはならぬこととなつた。此の如きものは既に當局者に於て其れれ處置しつつあつて、漸次各方面の安定を得つつある所である。今之が爲めに採られたる勅令の重なるものを擧げて、其意義を説明し論評しやうと思ふ。

(二)

九月一日の大變災のあつた其翌二日に、戒嚴令と徵發令とが出た。此二のものは何れも事變に處して、混亂の際に於ける秩序を保ち安定を與ふるに於て及應急の救援を完うするに於て採らなくてはならぬものである。先づ戒嚴地區にては戒嚴司令官が出來、其地區内の地方行政事務及司法事務にして軍事に關係ある事件は其司令官の管掌する所となり、一定の犯罪は軍衙にて裁判

せられ、そして其地區内にては司令官に於て、集會若くは新聞雜誌廣告等の時勢に妨害ありと認むる者を停止し、軍需に供すべき民有の諸物品を調査し、又は時機により其輸出を禁止し、銃砲彈藥兵器火具其他危險に涉る諸物件を所有する者あるときは之を検査し時機により押收し、郵便電報を閉緘し、出入の船舶及諸物品を検査し、並に陸海通路を停止し、止むを得ざる場合に於ては人民の動産及不動産を破壊燬燒し、晝夜の別なく人民の家屋建造物船舶中に立入り檢察し、地區内に寄宿する者を時機により其地區より退去せしめることが出来、随つて戒嚴令施行中は、此地區内の人、物、交通、通信が司令官の統制の下に立つ譯であり、此地區内部に於ても各人民の私有財産權が制限を受けることとなり、此内部と外部との聯絡も制限を受け、随ふて又内部の各人が營利の爲めに爲す所の行動は著しく困難となり、外部の者が此機に乗じて大儲けしやうとしても其も出来ないこととなる。尤も同地區内の人々の救援の爲めの物資の輸送の如きは出来るだけの便宜が與へらるるであらう。此の如きは營利の外、眼中になき人々には迷惑ではあるけれども此の如き非常混亂の際には其制限を受くることは當然であつて、人々は司令官の統制の下に、司令部の仕事を助成して、一刻も早く秩序の恢復するやう冀はなくてはならぬ。

## (三)

二日先づ發布されたる震災地救助の爲めの非常徵發令は左の如きものであつた。

(一) 此度の大地震に基く被害者の救済に必要な食糧、建築材料、衛生材料、運搬具其他の物品又は勞務は内務大臣に於て必要と認むるときは其非常徴發を命ずるを得ること。

其物件は、食糧品、飲料、薪炭、油其他の燃料、家屋、建築材料、藥品其他の衛生材料、船其他の運搬具、電線、勞務。

(二) 徴發物件又は勞務の代價は其地の市場に於ける三箇年の平均價格により之を定め其平均價格に據り難きものは評價委員の評定する所に據ること。

(三) 非常徴發は地方長官の徴發書を以て之を行ふこと。

(四) 非常徴發を命ぜられたるものが徴發の命令を拒み又は徴發物件を隠匿したるときは直ちに之を強要するを得ること。

(五) 非常徴發命令を拒み又は徴發物件を藏匿したるものは三年以下の禁錮又は三千圓以下の罰金に處し徴發し得べき物品に關し當該官吏眞に對し申告を拒み又は虚偽の申告を爲したるものも同様に處罰すること。

右徴發令の及ぶ所は主として應急必要の物品及勞務であるが、之等につき政府に於て必要なりと認むるときは全國中、如何なる處よりしても之を徴發し、以て應急の救援を迅速適切に行ふことが出来る、人が其徴發を要する物を持ちつつ、政府に出すことを拒むとも、政府は遠慮なく之

を強要することが出来、此につき申告を拒み又は虚偽の申告を爲すものも之を處罰して彼等を威嚇して居る。特に其代償は自由交通の行はるゝ下に於ける相場に従はずして、公平と認めらるゝ過去三年の平均價格、又は評定委員の定むる所に據るといふので、當事者は互利を擧げることが出来ない。場合によつては高く買つた物を其よりも安く賣らなくてはならぬことがあるかも知れぬが、其も致方がない。國家非常の場合に於ける犠牲と諦めるより外ない。まして此非常時に物の缺乏を見越して買占又は賣惜をやらうとしても、政府にて遠慮なく、之を持つ者について強要出来るから之を敢てするも無効といふことになる。特に或箇人が澤山に買占めて居た場合の如きは、政府としては方々に往つて買集める必要なく、却つて便宜であるともいへる。で賣惜買占者は政府に向ひ此際御奉公は出来るが、暴利を占めやうとすることは出来ない。自ら商人などの買占賣惜の氣勢を挫き、隨つて又一般物價の過高となるのを制することが出来る。故に此徵發令は啻に此非常時の必要物件を収集することを容易ならしむるのみならず、此際に於て生ずべきの恐ある物價騰貴を制することとなる。實に此事變が關西に傳へられた當初に於ての商人の心理は一部には不景氣來を直覺したのもあるが、又一部では物資の大缺乏から價格の騰貴を夢想し、ポツ／＼買集めに掛り又賣惜を行ひ、賣止休業などをする者もあり、食料品建築材料などは一般に強含みであつたが、此徵發令の一たび出づるや、そして其意義の嚴肅なることが知れ渡るや、此等の思惑

者は屏息してしまひ、むしろ下落したものを生ずることゝなつた。此徵發令は斯の如くにして經濟界安定の爲めに一大威力を示した。又此際は實に我國國民全體にとりての非常時であるから、實は此の如き法令を待たずとも國民が進んで、各自の持つ凡べての力及物を提供すべく、此處に乗じて人々を苦しめて自ら金儲しやうなど考ふべき筈のものではない。今日の際に於ても尙ほ從來の私有財産私營利制度に捉はれて、此營利上私有財産上の制限に對して不平をいふのは許すべからざるものである。今の場合、國家として無償にて徵發しても尙許すべきほどである。國家が有償にて徵發するのは、むしろ人民に於て國家に對して感謝して可なりである。

#### (四)

右徵發令は此非常時に於ける必要なる物資及勞務を政府に強要することが主目的であるが、之によりて此等の物の價格を釣上げざらしむるの副作用をも有つ。併し其だけでは、まだ適確に此第二の目的を達することを得ない。其だけであると徵發に遇へば一定の安い價格にても提供しなくてはならぬが、此の遇はぬ以上は、高く賣つても仕方なく、賣惜んでも買占めても自由な譯であり、自ら一般人の生活に不安を生ずることがある。さらでだに此大難に遇うて、罹災地も不罹災地も人心の動搖しつゝあるときに、生活の不安を生ずる間隙を残してはならない。特に徵發令適用物品中には衣服材料の如きものが漏れて居り、一般生活の安定よりいへば物足らぬものがあ

るから、茲に是非とも、一般生活必需品につきての暴利取締令が出なくてはならなかつた。茲に於てか少しく後ればせではあつたが、七日に暴利取締令が出た。左の通りである。

震災に際し暴利を得る目的にて生活必需品を買占若くは賣惜を爲し、又は不當の價格を以て其販賣を爲したる者は、三箇年以下の懲役又は參千圓以下の罰金に處す。

其適用ある物品は、食料品、炊事具及食器、薪炭、油其他の燃料及消耗用品、船車其他の運搬具及之に使用する消耗品、建築材料(礎壘建具及家具を含む)及建築用品、藥品其他の衛生材料、綿、毛糸、布、綿毛及其製品、紙類、行李、包用材料、履物及掃除用品、筆墨其他の文房具。

之を前の徵發令と對比すると、此には飲料家屋電線勞務はないが、併し其他は凡べて此にも挙げられ、其外に、炊事具食器、運搬具用消耗品、綿毛糸、布、綿毛及其製品、紙類、行李、包用材料、履物及掃除用品、筆墨其他の文房具までも入れられて居る。そして此等につきては政府にて列記の事實ありと認むるときは直ちに處罰することが出來、前に出たもの、如く戒告を發するに及ばぬ。斯くて實際の適用は決して容易ではない。品目は指定せられて明かであるが、何が買占が何が賣惜か又何の程度が不當の價格か、を示めすことはむづかしい。併し今日の如き非常時には常識を以て判斷して斯くと認むることが出來れば、遠慮なく處罰して良い。平時であれば疑問續出して遂に此令が無効果にも終るであらうが、此非常的には少し位、當業者に不利があつても

國家全體の安定の爲めには己むを得ざる犠牲と認むるより外ない。即ち營業者でありながら、物を持つて居ながら物が無いといふたり、不當に高いことをいひ張つて賣らなかつたりすれば、其は賣惜む者といふの外ない。又平生の取扱つて居るよりも多く買ひ集めつゝあれば、是れは最早買占者といふ外ない。不當に高い價といふのは、此災害發生當時の相場より一割以上も高ければ不當といふの外ない。少々のことは物の需要供給の事情よりして高くなり安くなるのも己むを得んが、併し一割以上も高く賣るのは之を放任して置く譯には行かない。其れで此適用は平時であれば疑問等が起ることであつても、此際には國民も其を争はず、國民道義に訴へて辛抱する外ない。實に今日は非常時であるから國民は共同の困難を切抜ける爲めに、利己心を制して公共心を發揮し公共福利の爲めに盡さなくてはならぬ。此際に尙ほ利己心に拘泥して居ては、社會共同の混亂となつて遂には利己心ばかり考へて居る人自らの破滅ともなる。此勅令の運用には國民一同が共力し、營業者が進んで此に觸れないやうに慎しむのみならず、他の一般の人々も之を傍觀せず社會的制裁を以てしても暴利者を壓迫しなくてはならぬ。

(五)

暴利取締令と共に、支拂猶豫令が出た。上記徵發令と暴利取締令によりて物價調節は出來て生活の安定が保障されたが、尙ほ殊に罹災地の人々は金錢の債權債務についての心配がある。彼

等は一方には貸して期限に來たものを取付けなくては困るであらう。併し又借りて人からいへば到底此混亂の際に返へすことは出來ない。其處で此は歐洲戰時中に行つたやうに、罹災地區では暫らく支拂猶豫を行ふより外ない。是れ支拂猶豫令が七日に出た所以である。其要項は

(一) 九月一日前に發生し同日より同三十口までの間に於て支拂を爲すべき私法上の金錢債務にして債務者が東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、千葉縣及震害の影響により經濟上不安の惧あり勅令を以て指定する地區に住所又は營業所を有するものについては三十日間の支拂猶豫を爲すこと、尤も債務者が其地區外に他の營業所を有つ場合に於て該營業所の取引に關する債務については之を猶豫せざること。

震害の影響により必要なるときは勅令の定むる所により右の規定を、十月一日以後に支拂を爲すべき私法上の金錢債務について適用することを得ること。

右三十日の期間は之を延長するを得ること。

(二) 左の事項には之を適用せざること。

一、國府縣其他の公共團體の債務の支拂。

二、給料及勞銀の支拂。

三、給料及勞銀の支拂の爲めにする銀行預金の支拂。

四、前項以外の銀行預金の支拂にして一日百圓以下のもの。

(三)手形其他之に準すべき有價證券に關し九月一日より同三十日までの間に前記地區にて權利保存の爲めに爲すべき行爲は、其行爲を爲すべき時期より三十日内に之を爲すによりて効力を有すること。

震害の影響により必要なときは勅令の定むる所により右を、十月一日以後に爲すべきものに及ぼすを得ること。

此れで罹災地にては當分、手形關係を初めとして有らゆる私法上の債務の支拂が暫らく猶豫さるゝことゝなつた。之によりて債務者は多少困らうが、債務者は息をつくことゝなる。但し國家地方團體等は何とか工面して債務を履行することも出来るから、此は除外せらるる。給料勞銀等無産者の受くべきものを停止されては、彼等は直ちに行詰つてしまうから、此は雇主に於て何とかして拂つてやらなくてはならぬ。此も猶豫の例外となる。隨ふては雇主が之を支拂ふに必要な預金を引出すことが出来なければならぬ。で此も例外として猶豫されない。其他一般銀行預金の支拂にても一日一口百圓以下は、其は罹災民の困難を救ふといふ意味にても拂出されなくてはならぬ。此も除外せらるゝ。此等の例外を別としては、銀行も其他の人々も支拂を先づ延期し得る。併し此猶豫令は債務者に於て承知なれば此規定の恩典に與らず、進んで拂つても良い性質の

ものだから、中には此にも拘らず拂ふもあらうと思ふ。尙ほ此支拂の猶豫と共に手形其他の權利保存行爲、例之拒絕證書作成なども猶豫せられて居る。で罹災地では、銀行としては預金の一部支拂をしなくてはならぬことになり、而かも他方、彼の受取るべき貸出は大抵返済されないといふことになる。其は銀行として困るが、日本銀行の援助があれば何とか一時は抜けられる。併し又右は支拂猶豫で權利消滅でないから後になつて返つて來るものもあらうが、返つて來ぬものもあらう。そして此罹災者の状態を見ると、各種の損害を受けた上に、火災保險が約款に従つて保險金を拂はぬとかいひ、或は之を拂つても一部しか拂はぬといふに於て、随分此支拂が困難と思ふ。つまり此支拂猶豫は當業者を一時は救済するけれども、何れ後日になつて矢張苦しめること、ならざるを得ぬ。其處で此は他方に於て積極的援助の途を講じなければならぬ。少くとも此罹災により支拂猶豫になつた手形については、特別を以て日本銀行が再割引を敢てし、そして其によつて生ずべき損害の責任を政府に於て負擔することにすれば、初めて凡べての困難が排除されることとなるが、其は或は六つかしいかも知れぬ。少くとも此手形を擔保とし有力銀行の保證によりて日本銀行を通して政府が長期の貸付を行ひ、其資金は之を政府にて國債を以て調達すとしても良い。斯の如くにでもなれば總べての復舊も容易であるが、左もなき以上は到底間もなく一頓挫を免れない。方法は兎に角、支拂猶豫の外、何等か別に積極的援助をも要する。

此儘で罹災地に支拂猶豫のみ行ふといふことは、不罹災地區たる他の地方に於ける經濟界にも動搖を生ずる。此儘であれば、後者にては前者に貸付けたものは取立てることが出來ず、而かも借り受けたるものは返済しなくてはならぬ。茲に於てか後者に於ける銀行も貸出を引締めつゝある。併し此の如くすると、折角、災害を免れて此災害に對する復舊事業を完うする經濟力を作る爲めに大に働かなくてはならぬ方面の經濟上の活動を止めることとなるの遺憾がある。のみならず、若此處で此地方まで經濟界が動搖すると、日本全體の經濟上の運轉が止まり、社會上にも重大なる困難を生ずることとなる。其故に此經濟が國家的に必要である。之を救ふのに此地方にも支拂猶豫を行ふのも一方法ではあるけれども、此支拂猶豫は元來、一時的の應急手段であつて、根本的のものでないから餘り頼にすべきほどのものでなく、特に其結果は一層取引上の困難を生ずるの恐もあるから、むしろ對罹災地の手形を日銀支店にて思切つて再割引し、又は見返擔保を多少寛大にして銀行に融通を爲し、隨ふて自然、一般商工業者に質金を供しなくてはならぬ。果せるかな、八日に至り大阪日銀支店長は本店の指令を受けて商工資金の融通を寛大にする方針を宣明した。此れで一般財界も安心した。が今後とも銀行困難を生ずるに於ては、組合銀行の共同と日銀とにて臨機の處置を採るべきである。此際に於ては有らゆる階級の共力を要すべく、銀行も互に助合ふべきは勿論、日銀の如き特別の職責をもつものは此際特に斷乎たる決心を爲すべく、

政府も大決心を要する。國民も流言浮説に誤られて輕舉妄動してはならぬ。

唯併し此資金融通について此際最注意を要することは、商人の裏面の行動の監視である。此際に於て政府として日銀として、大に資金の融通を行はなくてはならぬが、併し彼等が得たる資金にて將來、見込ある内外商品の思惑を行ふの恐がある。此は此際に於て最慎しむべきことであつて商人にも之を慎しむことを希望しなければならぬが、日銀としても亦一般銀行としても、此非常手段を行ふ以上は、此弊害を見ざるやうの注意を爲すべきである。恐らく一方に探る所の徵發令と暴利取締令とが之を牽制するであらうと思ふが、利に敏なる資本家の行動は十分に警戒を加へなくてはならぬ。又た政府としては別に夫の救援及復舊に必要な材料の輸入の如き成るべく商人の手を経すして自らの手にて處理すべく、工夫しなければならぬ。此につき外國特に米國等に交渉して迅速に適當の處置を採らなければならぬ。

### (六)

右支拂猶豫令と同時に、流言浮説取締令が出た。曰く、

出版通信其他何等の方法を以てするを問はず暴行騷擾其他生命身體若くは財産に危害を及すべき犯罪を煽動し安寧秩序を紊亂する目的を以て治安を害する事項を流布し又は人心を攪亂する目的を以て流言浮説を爲したる者は十年以下の懲役若くは禁錮又は三千圓以下の罰金に處す。

といふのである。此は主としては一般社會の秩序を保つ爲めに出たものであるが、併し其結果、

銀行預金の取付をすゝめて財界を混亂するものを制することが出来る。我々は此勅令を待たずとも、國民共同の一員として此際、流言浮説を爲さざるの義務がある。此勅令も亦經濟界安定の一法となるには足る。が國民も此が圓滿に行はるゝやう協力しなくてはならぬ。

(七)

此外、政府は(一)納税につき、東京府、神奈川県、埼玉縣、千葉縣、静岡縣に於て、所得税、營業税、地租、相續税に關し、其課税額の既に決定したるものに對しては其徴收を來年度まで延期し、課税額未決定のものに對しては來年度納税期まで其課税額の決定を延期すること、し、(二)輸入税につき米穀、生牛肉、鳥卵の輸入に於て之を免税すること、せんとしつゝあるといふことである。前者は此非常時に於ける救済の意味にて、後者は其と共に、一般人民の必需品に於ける物價調節隨つて生活安定を計る爲めの處置で、當然の處置である。

其他今後、時宜に隨ひ種々の施設が行はれるであらうと思はるゝが、此大事變に對する施設については、主義の異ると、政見の異るとを問はず、出来るだけ協調して之を贊助し、以て此大難に處せんことを望んで已まない。顧みれば先年の世界大戰にあつては國民は未だ戰時氣分とならなかつたが、此度の大事變によつて初めて戰時氣分を生ぜざるを得なくなつた。我等は此大難の前に、有らゆる力、有らゆる物を以て之が救済の爲めに貢献しなくてはならない。我等は有らゆる艱苦に堪へ有らゆる困難を排して此大難に殉じなくてはならぬ。